

令和3年度 介護支援専門員部会全体会（令和3年9月16日）

テーマ：介護と障害の両制度について知る

時間：15：00～17：00：（14：30～入室可）

場所：ZOOM開催

司会進行：廣末 美千代（ケアマネ部会）

《参加にあたっての注意点》

- ・録音・録画・撮影は禁止です
- ・出席確認のため、参加中はビデオ画面を常時ONにし顔が確認できるようにして下さい
- ・出席確認のため名前は「エリア・個人名・事業所名」を表示して下さい
- ・発言時を除いてミュートにします

※開催中一時的なビデオOFFや電話対応等があった場合も欠席扱いとなります

《スケジュール》

- 15 : 00～15 : 05 開会挨拶（宮原会長）
- 15 : 05～15 : 50 事例発表
障害福祉（小駒）
介護保険（三枝）
- 15 : 50～16 : 30 制度についての講義
障害福祉：（北垣）
介護保険：（渥美）
- 16 : 30～16 : 55 アンケート記入（アンケート結果発表）
- 16 : 55～17 : 00 閉会挨拶（松田会長）

介護支援専門員協会 役員のご紹介

会 長
副会長
副会長

宮原 和道
星野 智光
三枝 麻美

鷺宮圏域 担当役員

富澤 博幸
中館 由紀子
平野 夕子

北部圏域 担当役員

磯貝 栄司
大場 秀子
中條 知子
田邊 智子

中部圏域 担当役員

宮原 和道
星野 智光
平澤 多香子
益岡 伸江

南部圏域 担当役員

廣末 美千代
三枝 麻美
渥美 頼子
皆川 明美
鈴木 希衣子

障害者福祉の制度・サービス

障害福祉サービスと介護保険サービスの比較

	障害福祉サービス	介護保険
基本理念	<p>基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること。</p> <p>必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられ、社会参加の機会が確保されること。</p>	<p>加齢に伴い、介護を必要とする者が尊厳を持って、自立した生活を営めるように サービスを受けること。要介護状態となることを予防するための健康保持増進、要介護状態となった場合にも、介護サービスを利用して能力維持向上に努める。</p>
申請所管 相談先	<p>区役所障害福祉課 すこやか障害者相談支援事業所</p>	<p>区役所介護・高齢者支援課 地域包括支援センター</p>
相談員	<p>相談支援専門員（セルフプラン有り）</p>	<p>介護支援専門員(ケアマネージャー)</p>
利用者負担	<p>応能負担（負担能力に応じて支払う）</p>	<p>応益負担（原則1割負担）※負担軽減あり 要介護度により限度額が変動</p>
事業所	<p>障害特性に対応した事業所は少ない</p>	<p>事業所数は多い</p>
認定	<p>障害支援区分（区分1～6）</p>	<p>介護認定（要介護1～5・要支援1・2）</p>

サービス

<p>【居宅介護】（身体介護・家事援助・通院介助） 【重度訪問介護】（重度の障害者を対象とした見守りも含めた総合的な介護支援） ※障害支援区分に基づく標準的な支給量内でサービスに必要な分の時間を調整</p>	<p>【訪問介護】（身体介護・生活援助） 【訪問入浴介護】 【訪問リハ・訪問看護】 ※介護認定に基づく支給限度内でサービスに必要な分の時間を調整</p>
<p>【短期入所】（福祉型・医療型）</p>	<p>【短期入所生活介護】 【短期入所療養介護】</p>
<p>通所系サービス 【生活介護】 【就労系事業】 【自立訓練】</p>	<p>【通所介護】（デイサービス） 【通所リハビリテーション】（デイケア）</p>
<p>外出支援 【居宅介護】（通院介助） 【同行援護】（視覚障害者） 【行動援護】（知的・精神障害者） 【重度訪問介護】（重度障害者）</p>	<p>【訪問介護】 （通院・生活必需品等の買い物同行）</p>
<p>社会参加 【移動支援】趣味・健康増進・自己啓発等の外出支援）</p>	
<p>【補装具】 障害者等の身体機能を補完又は代替し継続して使用される物で、医師等の意見又は診断に基づき使用されるもの。支給する。 （義手、義肢、装具、車椅子、補聴器、眼鏡等） 【日常生活用具】 日常生活を安全かつ容易にするもの。障害要件あり。給付する。 （特殊寝台、移動・移乗支援用具、吸入器等）</p>	<p>【福祉用具貸与】 日常生活の自立を助ける為のもの。レンタル（車椅子、特殊寝台、歩行器等） 【福祉用具購入費の支給】 自立を助けるためのもので、排泄や入浴など貸与になじまないもの。 （腰掛け便座、入浴補助用具） ※障害サービスと共通するものは介護保険優先。</p>

障害福祉サービス等の体系（介護給付・訓練等給付）

訪問系

介護給付

居宅介護（ホームヘルプ）	者 児	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
重度訪問介護	者	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う
同行援護	者 児	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う
行動援護	者 児	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う
重度障害者等包括支援	者 児	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う

日中活動系

短期入所（ショートステイ）	者 児	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
療養介護	者	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う
生活介護	者	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する

施設系

施設入所支援	者	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
--------	---	----------------------------------

居住支援系

新規 自立生活援助	者	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う
共同生活援助（グループホーム）	者	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う

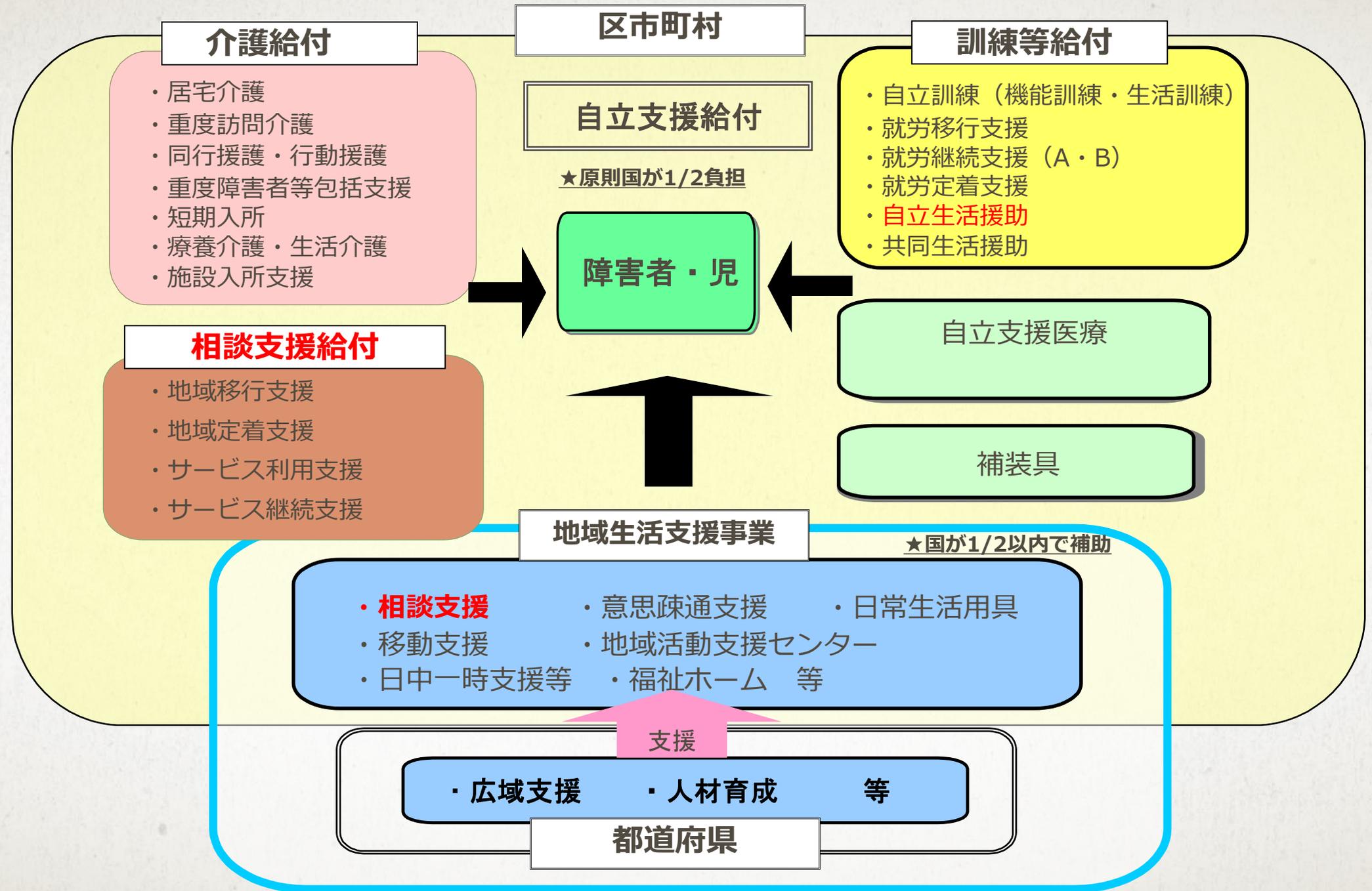
訓練系・就労系

訓練等給付

自立訓練（機能訓練）	者	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う
自立訓練（生活訓練）	者	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う
就労移行支援	者	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う
就労継続支援（A型）	者	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
就労継続支援（B型）	者	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
新規 就労定着支援	者	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う

（注）表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。

H30年厚労省 サービスに係る自立支援給付等の体系



中野区の介護保険への移行手順



介護保険移行者リストの確認（年間1名程度）

勘案事項調査時に介護保険制度案内

更新勧奨に併せ介護保険移行手続きの案内

すこやか、特定相談支援事業所による
移行時支援・申請援助
／包括支援センター
居宅介護支援事業所照会など
同席

介護保険要介護度認定申請・基本チェックリスト

《介護保険完全移行ケース》

居宅介護支援事業所による
ケアプラン作成

介護サービスの利用

《重度訪問、非定型ケース》

ケアプラン
(障害サービス利用併記)

介護サービスの利用

障害福祉サービス上乗せ

- ・相談支援事業者による情報提供
- ・障害サービス事業者調整
- ・サービス担当者会の合同開催

《新規上乗せケース》

ケアプラン
(障害サービス利用併記)

通常ケース
1年後CPのみ

《訓練等給付+居宅S（基準内）》

居宅介護支援事業所による
ケアプラン作成

居宅介護支援事業所による障害サービスを
盛り込んだケアプラン作成

《事業対象者 訓練等給付+生活支援事業》

包括によるケアプラン作成

総合事業の生活援助等+障害サービスを
盛り込んだケアプラン作成

介護保険非該当の場合

計画相談による障害サービスの利用

指定特定相談支援事業所による計画相談による障害福祉サービスの利用

同行援護、行動援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援、生活介護等 障害固有のサービスのみの利用者

各すこやか、更新者リストで確認

勘案事項作成者が説明
居宅⇒区
訓練等⇒すこやか

介護保険について ～基礎編～

介護支援専門員部会

渥美頼子

これがないと始まらない ～介護保険法～

(目的)

第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

ケアプランを立てる

居宅介護支援 (介護予防支援)

居宅介護支援事業所のケアマネジャーがケアプランの作成などを行います。

利用者負担はありません

要介護 1~5

要支援 1~2

自宅でサービスを受ける

訪問介護 (ホームヘルプサービス)

ホームヘルパーが訪問し、食事・排せつなどの身体介護や、掃除・洗濯などの生活援助を行います。



要介護 1~5

身体介護

- 食事、入浴、排せつのお世話
- 衣服の交換などのお手伝い
- 通院の付き添い など

生活援助

- 部屋の掃除や洗濯
- 食事の準備や調理
- 生活必需品の買い物 など

●費用のめやす
要介護1~5(1割負担の場合)

	利用者負担分	サービス費用
身体介護中心 (20~30分未満)	285円	2,850円
生活援助中心 (20~45分未満)	209円	2,086円
通院などのための乗車・降車の介助(1回)	113円	1,128円

※早朝・夜間・深夜などは、割増料金があります。

サービス対象外

利用者以外のためのお手伝いはサービスの対象になりません。

- 本人以外のための掃除
- 庭の草むしり
- ペットの世話
- その他

訪問入浴介護 (介護予防訪問入浴介護)

浴槽を積んだ入浴車などが訪問し、入浴の介助を行います。要支援1~2の方は自宅に浴室がないなどの場合に限りです。



要介護 1~5

要支援 1~2

●費用のめやす
要介護1~5(1割負担の場合)

	利用者負担分	サービス費用
1回につき	1,437円	14,364円

要支援1~2(1割負担の場合)

	利用者負担分	サービス費用
1回につき	972円	9,712円

自宅でサービスを受ける

訪問リハビリテーション (介護予防訪問リハビリテーション)

リハビリの専門職が自宅を訪問して、リハビリテーションを行います。



要介護 1~5

要支援 1~2

●費用のめやす
要介護1~5(1割負担の場合)

	利用者負担分	サービス費用
1回につき	341円	3,407円

要支援1~2(1割負担の場合)

	利用者負担分	サービス費用
1回につき	341円	3,407円

訪問看護 (介護予防訪問看護)

看護師などが自宅を訪問し、病状の観察や療養上のお世話をを行います。



要介護 1~5

要支援 1~2

●費用のめやす
要介護1~5(1割負担の場合)(30分未満)

	利用者負担分	サービス費用
病院・診療所の場合	454円	4,537円
指定訪問看護ステーションの場合	534円	5,358円

要支援1~2(1割負担の場合)(30分未満)

	利用者負担分	サービス費用
病院・診療所の場合	435円	4,343円
指定介護予防訪問看護ステーションの場合	513円	5,130円

※早朝・夜間・深夜などは、割増料金がかかります。

居宅療養管理指導 (介護予防居宅療養管理指導)

医師、歯科医師、薬剤師などが自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。



要介護 1~5

要支援 1~2

●費用のめやす
要介護1~5(1割負担の場合)

	利用者負担分	サービス費用
医師による指導	298円	2,980円
歯科医師による指導	516円	5,160円

要支援1~2(1割負担の場合)

	利用者負担分	サービス費用
医師による指導	298円	2,980円
歯科医師による指導	516円	5,160円

どんなサービスがあるのか①

どんなサービスがあるのか②

施設に通いサービスを受ける

通所介護(デイサービス)

要介護
1~5

通所介護施設に通い、日曜りで入浴や食事の提供や日常生活上の介護などを受けます。

追加サービスとして

●筋力向上 ●栄養改善 ●口腔機能の向上
を受けることもできます。(別料金となります)



●費用のめやす

要介護1~5(1割負担の場合)(3~4時間未満)

	利用者負担分	サービス費用
要介護1~要介護5	402円~ 638円	4,011円~ 6,376円

要介護1~5(1割負担の場合)(7~8時間未満)

	利用者負担分	サービス費用
要介護1~要介護5	714円~ 1,245円	7,139円~ 12,447円

※費用は施設の種類によって異なります。※追加の費用は含まれません。※費用は別途自己負担となります。

通所リハビリテーション(デイケア)

(介護予防通所リハビリテーション)

要介護
1~5

要支援
1~2

医療機関や介護老人保健施設・介護医療院に通い、日曜りでリハビリテーションを受けます。

追加サービスとして

●筋力向上 ●栄養改善 ●口腔機能の向上
を受けることもできます。(別料金となります)



●費用のめやす

要介護1~5(1割負担の場合)(6~7時間未満)

	利用者負担分	サービス費用
要介護1~要介護5	789円~ 1,422円	7,881円~ 14,219円

要支援1~2(1割負担の場合)(1か月につき)

	利用者負担分	サービス費用
要支援1	2,279円	22,788円
要支援2	4,439円	44,388円

※費用は施設の種類によって異なります。※追加の費用は含まれません。※費用は別途自己負担となります。

宿泊してサービスを受ける

短期入所生活介護(ショートステイ)

(介護予防短期入所生活介護)

要介護
1~5

要支援
1~2

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練を受けます。



●費用のめやす

要介護1~5(1割負担の場合)(1日につき)

	利用者負担分	サービス費用
要介護1~要介護5	662円~ 971円	6,615円~ 9,701円

要支援1~2(1割負担の場合)(1日につき)

	利用者負担分	サービス費用
要支援1	495円	4,950円
要支援2	616円	6,160円

※費用は施設の種類によって異なります。※食費・滞在費は別途自己負担となります。※滞りした利用日数は30日までとなります。

短期入所療養介護(医療型ショートステイ)

(介護予防短期入所療養介護)

要介護
1~5

要支援
1~2

介護老人保健施設などに短期間入所して、医学的管理の下に介護、機能訓練などを受けます。



●費用のめやす

要介護1~5(1割負担の場合)(1日につき)

	利用者負担分	サービス費用
要介護1~要介護5	902円~ 1,139円	9,014円~ 11,390円

要支援1~2(1割負担の場合)(1日につき)

	利用者負担分	サービス費用
要支援1	665円	6,649円
要支援2	838円	8,371円

※費用は施設の種類によって異なります。※食費・滞在費は別途自己負担となります。※滞りした利用日数は30日までとなります。

有料老人ホームに入居しながらサービスを受ける

特定施設入居者生活介護

(介護予防特定施設入居者生活介護)

要介護
1~5

要支援
1~2

有料老人ホームなどに入居している方が、食事や入浴などの介護や機能訓練および療養上の世話を受けます。



●費用のめやす

要介護1~5(1割負担の場合)(1日につき)

	利用者負担分	サービス費用
要介護1~要介護5	587円~ 880円	5,864円~ 8,796円

要支援1~2(1割負担の場合)(1日につき)

	利用者負担分	サービス費用
要支援1	199円	1,983円
要支援2	339円	3,389円

※食費・滞在費は別途自己負担となります。

要介護1~5の方 生活環境を整えるサービス 要支援1・2の方

福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための、歩行器等定められた福祉用具を借りることができます。貸与の対象になる福祉用具の品目は、要支援・要介護区分によって異なります。(○は貸与可能)
レンタルの費用は事業者ごとに異なりますので借りる前によく検討してください。

福祉用具	要支援1-2	要介護1	要介護2-3	要介護4-5
車いすとその付属品			○	○
特設便所とその付属品			○	○
床ずれ予防用具			○	○
体位変換器			○	○
手すり(工事とともならないもの)	○	○	○	○
スロープ(工事とともならないもの)	○	○	○	○
歩行器	○	○	○	○
歩行補助杖	○	○	○	○
認知症高齢者徘徊防止器			○	○
移動用リフト(つり具を除く)			○	○
自動排せつ処理装置(尿及び便を自動的に吸引する機能のもの)			○	○
自動排せつ処理装置(尿のみ自動的に吸引する機能のもの)	○	○	○	○

- 身体状況によっては○以外の品目も貸与できる場合があります。詳しくはケアマネジャーにご確認ください。
- 事業者ごとに「福祉用具専門相談員」が配置されています。利用する前に必ずアドバイスを受けましょう。
- 福祉用具には、貸与価格の上限が設定されているものがあります。

福祉用具購入費の支給

排せつや入浴など貸与になじまない定められた福祉用具の購入費の支給を受けることができます。申請額は10万円を上限とします(期間は4月から3月までの1年間)。そのうち1割~3割が利用者負担額となります。品目は原則1回の支給です。上限額を超えた購入費は自己負担となります。

購入できる福祉用具の品目

- 要排便 尿漏れ防止器、ポータブルトイレ
- 自動排せつ処理装置の交換可能部品
- 入浴補助用具
(入浴椅子、浴槽椅子、浴槽内椅子、入浴器、浴室内での移動用椅子)
- 簡易浴槽
- 移動用リフトのつり具の部分



！福祉用具を購入する前に十分注意してください！

- 指定登録店で購入した場合のみ支給対象になります。
- 福祉用具貸与の対象品になっているものは購入できません。
- 病院、施設等に入院、入所中に購入したものは対象になりません。



住宅改修費の支給

家庭での手すりの取付けや段差の解消などの小規模な改修費用を支給します。申請額は20万円を上限とします。そのうち1割~3割が利用者負担額となります。改修時に住んでいる住民登録地の住居が対象となります。申請は必ず工事の前に行ってください。

住宅改修の項目

- 手すりの取付け
- 段差の解消
- 床または通路面の材料の変更
- 扉の取替え
- 和式から洋式への便器の取替え



！住宅改修をする前に十分注意してください！

- 改修費は新築や改築の場合は支給されません。
- 同一住居に複数の該当者がいる場合は、専用居室ごとに申請できますが、共有部分については、どちらか一方が申請することになります。
- 改修の見積もりは複数の工事業者からとるようにしましょう。
- 改修部分について保険の適用になるかどうか疑問がある場合はご相談ください。
- 病院、施設等に入院、入所中は給付ができない場合があります。

住宅改修手続きの流れ

申請に必要な書類

- 「住宅改修費支給申請書」
- 「住宅改修が必要な理由書」※ケアマネジャーや福祉住環境コーディネーター等が作成します。
- 住宅改修後の完成予定の状態がわかるもの(日付入りの工事箇所ごとの写真及び簡単な図面を使用したもの)
- 「工事見積書」介護保険の対象となる工事の種類を明記し、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分してあるもの
- 「住宅の所有者の承諾書」★改修の利用者と住宅の所有者が異なる場合に必要です。

上記の書類等を介護・高齢者支援課介護給付係に提出し、審査確認を受けます。

確認には1週間程度かかります。確認された場合には「確認通知書」を交付します。確認後、工事を行ってください。



工事終了後、次の書類を提出してください。

- 「確認通知書」
- 「工事代金領収書」
- 「工事内訳書」
- 工事箇所ごとの改修後の日付入りの写真
- 中野区様式の「請求・領収書」

どんなサービスがあるのか③

要介護1~5の方
要支援1・2の方

地域密着型サービス

中野区内の事業所の利用は、中野区民が対象です。

地域密着型サービス

地域密着型通所介護

小規模の通所介護施設に通い、日帰りで入浴や食事の提供や日常生活上の介護などを受けます。



要介護
1~5

●費用のめやす

要介護1~5(1割負担の場合)(3~4時間未満)

	利用者負担分	サービス費用
要介護1~要介護5	453円~ 721円	4,523円~ 7,204円

※費用は別途自己負担となります。※25日の費用は含まれます。

要介護1~5(1割負担の場合)(7~8時間未満)

	利用者負担分	サービス費用
要介護1~要介護5	818円~ 1,426円	8,175円~ 14,257円

認知症対応型通所介護(介護予防認知症対応型通所介護)

認知症の高齢者がデイサービスセンターなどに通い、入浴、食事などの介護や機能訓練を受けます。



要介護
1~5
要支援
1~2

●費用のめやす

要介護1~5(1割負担の場合)(5~6時間未満)

	利用者負担分	サービス費用
要介護1~要介護5	951円~ 1,358円	9,501円~ 13,575円

※費用は別途自己負担となります。※25日の費用は含まれます。

要支援1~2(1割負担の場合)(5~6時間未満)

	利用者負担分	サービス費用
要支援1	822円	8,214円
要支援2	917円	9,168円

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症の高齢者が少人数で共同生活をしながら、家庭的な雰囲気の中で介護や機能訓練を受けます。



要介護
1~5
要支援
2

●費用のめやす

要介護1~5(1割負担の場合)(1日につき)

	利用者負担分	サービス費用
要介護1~要介護5	833円~ 936円	8,327円~ 9,352円

※費用は別途自己負担となります。※要介護1の方のみ利用できます。

要支援2(1割負担の場合)(1日につき)

	利用者負担分	サービス費用
要支援2	829円	8,284円

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、1日に複数回の定期的な訪問や、通報による訪問で、介護と看護の連携したサービスを受けます。



要介護
1~5

●費用のめやす

要介護1~5(1割負担の場合)(1か月につき)

	利用者負担分	サービス費用
介護のみの場合	6,495円~29,445円	64,945円~294,450円
介護と看護利用の場合	9,476円~33,746円	94,756円~337,451円

小規模多機能型居宅介護(介護予防小規模多機能型居宅介護)

「通所サービス」を中心に「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、本人の心身の状況や希望に応じ、入浴、排せつ、食事などの介護や機能訓練を受けます。



要介護
1~5
要支援
1~2

●費用のめやす

要介護1~5(1割負担の場合)(1か月につき)

	利用者負担分	サービス費用
要介護1~要介護5	11,570円~ 30,100円	115,695円~ 300,998円

※25日の費用は含まれます。※費用は別途自己負担となります。

要支援1~2(1割負担の場合)(1か月につき)

	利用者負担分	サービス費用
要支援1	3,817円	38,161円
要支援2	7,713円	77,122円

たくさんあるサービスをアセスメントに基づいて、本人のプランとして組み合わせます

★介護度によって利用や、料金が違います！

どんなサービスがあるのか④

中野区独自のもの
もあります

■短期入所(ショートステイ)に伴う送迎費用の支給

■訪問理美容サービス

■寝具乾燥サービス

■おむつサービス

介護保険に関係なく 利用できます

- 窓口はそれぞれ違います。

サービスの種類		
家事援助・介護 ほほえみサービス (会員制有償在宅福祉 サービス)	高齢者緊急一時宿泊 事業	成年後見制度の 利用相談
自立支援 住宅改修等 給付事業	家族介護教室	地域福祉権利擁護事業 (日常生活自立支援 事業)
おむつサービス	徘徊高齢者 探索サービス	苦情相談
三療サービス (鍼、灸、マッサージ)	緊急通報システム	あんしんサポート 事業
いきいき入浴・ はつらつ事業 (公衆浴場開放)	救急医療情報キット (緊急連絡カード)	民間福祉サービス 紛争調停
認知症高齢者等 個人賠償責任保険		

利用するには...ケアプラン！

第1表 居宅サービス計画書(1)

初回 紹介 継続 認定済 申請中

利用者名 宮城 花子 殿 生年月日 昭和 5年 2月 20日 住所 宮城県宮城郡宮城町中央1-1
 居宅サービス計画作成者氏名 仙台 太郎
 居宅介護支援事業者・事業所名及び所在地 仙台居宅介護支援センター 宮城県宮城郡宮城町西2丁目2-2
 居宅サービス計画作成(変更)日 平成28年3月20日 初回居宅サービス計画作成日 平成28年 3月20日
 認定日 平成28年3月1日 認定の有効期間 28年 3月 1日 ~29年 2月28日

要介護状態区分 要支援 ・ 要介護1 ・ 要介護2 ・ 要介護3 ・ 要介護4 ・ 要介護5

利用者及び家族の生活に対する意向
 (本人) ・少しでも歩けるようになりたい。 ・元気でいたい。 ・痛みがとれるといい。
 ・お風呂に入りたい。 ・誰かと話したい。
 (家族) ・自分でできることは自分でやってほしい。 元気でいてほしい。(松男さん)
 ・歩く練習をお願いしたい。 ・車の乗り降りの介助をしてほしい。(松男さん)
 ・お風呂に入れてほしい。(松男さん、竹子さん) ・痛みがとれてほしい。(竹子さん)

介護認定審査会の意見及びサービスの種類の指定 なし

総合的な援助の方針
 ・症状の変化に気をつけ必要時に主治医に報告します。 ・身体を動かす機会を持ち歩行状態が回復できるように支援します。
 ・お風呂に入れるように支援します。 ・車の乗り降りができるように支援します。 ・転倒なく乗り移りができるように支援します。
 ・介助や福祉用具活用により移動できるように支援します。 ・人と関わる機会を持てるように支援します。
 ・保清と保湿により痛みが軽減できるように支援します。
 【緊急連絡先】 自宅 000-0000 竹子さん勤務先 111-1111
 体の具合が悪くなった時 ○△医院 333-3333

家事援助中心型の算定理由 1.一人暮らし 2.家族等が障害、疾病等 3.その他 ()

第2表 居宅サービス計画書(2) 平成 28年 3月20日

利用者名 宮城 花子 殿

生活全般の解決すべき課題(ニーズ)	目 標		援助内容							
	長期目標	(期間)	短期目標	(期間)	サービス内容	※1	サービス種別	※2	頻度	期間
痛みなど身体症状の観察が必要です	症状の観察をしてもらえる。	3/20~ 29/2/28	症状の変化に対応してもらえる	3/20~ 6/30	・症状観察及び変化時の対応	○	通所リハ 短期生活介護	若林デｲｲｸ 青葉老人ホｰﾙ	2/週 随時	3/20~ 6/30
少しでも歩けるようになりたい	茶の間まで歩くことができる	3/20~ 29/2/28	介助で5m歩くことができる	3/20~ 6/30	・下肢の筋力をつけるためのリハビリテーション	○	通所リハ	若林デｲｲｸ	2/週	3/20~ 6/30
お風呂に入りたい	お風呂に入れる	3/20~ 29/2/28	お風呂に入れる	3/20~ 6/30	・入浴、洗身介助	○	通所リハ 短期生活介護	若林デｲｲｸ 青葉老人ホｰﾙ	2/週 随時	3/20~ 6/30
車の乗り移りを手伝ってほしい	車の乗り降りができる	3/20~ 29/2/28	車の乗り降りができる	3/20~ 6/30	・車の乗り降りの介助	○	訪問介護(介護訪問)	太白ホｰﾙ	1/月	3/20~ 6/30
転倒防止が必要です	転倒防止ができる	3/20~ 29/2/28	転倒なく乗り移りができる	3/20~ 6/30	・移動用バーのレンタル	○	福祉用具貸与	みやぎの社		3/20~ 6/30
移動介助が必要です	移動できる	3/20~ 29/2/28	移動できる	3/20~ 6/30	・移動介助 ・車いす、スロープレンタル(屋内外)	○ ○	通所リハ 短期生活介護 福祉用具貸与	若林デｲｲｸ 青葉老人ホｰﾙ みやぎの社	2/週 随時	3/20~ 6/30
誰かと話がしたい	楽しく過ごすことができる	3/20~ 29/2/28	いろんな人と話ができる	3/20~ 6/30	・交流支援	○	通所リハ 短期生活介護	若林デｲｲｸ 青葉老人ホｰﾙ	2/週 随時	3/20~ 6/30
痛みがとれてほしい	痛みが良くなる	3/20~ 29/2/28	痛みが少しでも和らぐ	3/20~ 6/30	・保清、保湿	○	通所リハ 短期生活介護	若林デｲｲｸ 青葉老人ホｰﾙ	2/週 随時	3/20~ 6/30

利用するには要件の確認が必要。 例えば訪問介護

- 身体に触れて介助する身体介護と家事等の身体に触れない援助の生活介護を組み合わせるため、何を行うか事前に決めないといけない。
- 基本的には見守りだけのサービスの利用は難しい。
- 基本的に生活を楽しむ外出、散歩や外食のような外出はできない
- 基本的に時間に制約があり、1回1時間程度の利用で考える

パンフレットもあります

訪問介護員(ホームヘルパー)は 介護の専門職です!

介護保険 訪問介護(ホームヘルプ)サービスの
「対象になるもの」 「対象にならないもの」

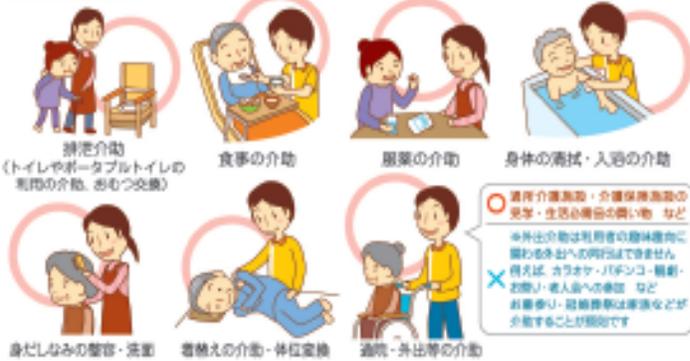


○ 介護保険のサービス対象になるもの

※下イラストは例示です

身体介護

食事や入浴、排せつなどの利用者の身体に直接触れる介護サービス。



※利用介護施設、介護保険施設の受入・生活必需品の買い物 など
※外出介助は利用者の身体機能に
関わらず歩行の補助は含まれ
ない。カラオケ・パソコン・観劇・
お祭り・老人会への参加 など
お楽しみ・娯楽活動は介護などが
介助することが限定的です

どんな場合、身体介護が利用できるの?

身体介護はご本人が食事・入浴などの生活動作が出来ず、介助を必要とする場合にケアマネジャーの作成する居宅サービス計画(ケアプラン)に位置づけられれば、世帯や家族の状況に関わらず、利用できます。

生活援助

利用者本人が主に利用する居室の清掃・本人の衣類の洗濯・本人のための調理などの日常生活の援助。



どんな場合、生活援助が利用できるの?

利用者が一人暮らしの場合で身体状況などにより自分では家事が困難な場合や、同居する家族等が障害や疾病等、または同様のやむを得ない事情により、家族などによる家事が困難な場合にケアマネジャーの作成する居宅サービス計画(ケアプラン)に位置づけられれば、利用できます。

× 介護保険のサービス対象にならないもの

※下イラストは例示です

・利用者本人以外のための行為 ・ホームヘルパーが行わなくても日常生活に支障がないと判断される行為
・日常的に行われる家事の範囲を超える行為 は対象になりません。



介護保険の訪問介護(ホームヘルプ)サービスでは、家事のすべてをカバーすることはできません。介護保険の支給の対象にならないものを頼みたい場合は、まずは担当ケアマネジャーにご相談し、夜食サービスの利用、ボランティアや地域の人の助けを借りることができないかなど検討しましょう。自費のサービス事業者を活用したり、シルバー人材センター(03-3366-7971)、有償ボランティア(3はえみサービス 03-5380-0753)に相談しましょう。

<p>① 利用者以外のための援助</p> <p>例えば、同居する家族の食事の用意や洗濯など、利用者本人以外(家族、親戚、友人など)のための家事は介護保険のサービス対象になりません。</p>	<p>① 金銭・貴重品の取り扱い</p> <p>預貯金の引き出しなど、金銭や貴重品の取り扱いをホームヘルパーに頼むことはトラスとのお墨書になりますので、できません。</p>
<p>① 利用者が居宅にいない時の援助</p> <p>例えば、病院へ通院介助し、診察が終わるまでにホームヘルパーのみが利用者宅に居て、掃除・洗濯などの家事をすることなどは、介護保険のサービス対象になりません。</p>	<p>本人の判断能力が低下し、預貯金の引き出しや支払いに困った場合は、中野区社会福祉協議会が実施する事業や制度がありますので、まずはご相談ください。</p> <p>日中の急病時等に家族のいる方の情報は・・・ 地域福祉推進員相談事業(アシストなかの) TEL 03-5380-6444 判断能力が低下した方の経済被害の回避は・・・ 成年後見制度(中野区成年後見生活センター) TEL 03-5300-0134</p>
<p>① 医療行為</p> <p>ホームヘルパーによる医療行為は認められていません。担当ケアマネジャーにご相談し、訪問看護サービスなども利用しましょう。</p> <p>例えば 「青うろの処置・経管栄養・インシュリン注射」 床ずれの処置など</p>	<p>★生活必需品の買い物に使用する為に必要な金銭を一時的にホームヘルパーに貸す場合には、金銭管理台帳やノートに記入してもらい、レシート、領収書も必ずもらうようにするなど、トラブルにならないようにしましょう。</p>

最後に

介護保険は制度の内容も細かく、さらに変更も多いためケアマネも苦慮しています。利用にあたり制約もありますので、ぜひ地域包括支援センターや私たち居宅支援事業所のケアマネに声をかけていただければと思います。